

公告（共通事項）

高知県が発注する設計等委託業務について、一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種業務の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県測量建設コンサルタント等競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- 3 公告の日以後落札決定前間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- 5 個別事項で定める要件を満たす者。

第2 入札参加の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに個別事項で定める申請書等を提出しなければならない。

1 申請書等様式の取得について

入札情報公開システム又は高知県ホームページからのダウンロードによる。

＜アドレス＞

入札情報システム（大文字・小文字は区分されるので留意すること。以下同じ。）

<https://www.efftis.jp/39000/PPI/Public/PUBS0100>

高知県ホームページ（一般競争入札（公共事業））

http://www.pref.kochi.lg.jp/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujoho/ippankyosonyusatsu/

2 提出方法

（1）申請書等

個別事項で定める受付時間に、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）の提出がない落札候補者は失格とする。

（2）電子ファイルの作成方法

ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用

しないよう注意すること。ただし、簡易な業務計画を求める総合評価方式における技術提案については、下記①に限る。

- ① Word2007で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで保存したもの（以下「Wordファイル」という。）
- ② Excel2007で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.xlsx又は拡張子.xlsで保存したもの
- ③ PDF形式のファイル
- ④ 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
- ⑤ 上記のほか、発注者が特に認めたファイル形式（必ず事前に協議すること。）

イ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ずZIP形式によること。自己解凍形式を含め、他の圧縮形式によるファイルの提出は認めない。

(3) 電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合（添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、システムの制約による場合に限る。）は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1)に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、申請書等提出期間の最終日の午後5時までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。

ア 申請書等の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、業務名、業務番号及び開札予定日を明記し、「申請書等」と朱書きして封かんすること（申請書等を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。また、紙ファイルでの提出の場合、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）には押印が必要なので注意すること。

イ 郵便等による提出の場合は、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「申請書等在中」と朱書きすること。

(4) 提出先・期限

個別事項で定める。

なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、高知県の休日定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。

第3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計書等は、入札情報システムにおいて閲覧することができる。

<アドレス> 入札情報システム <https://www.efftis.jp/39000/PPI/Public/PUBS0100>

2 質疑応答

(1) 質疑書はWordファイル（第2の2（2）①に同じ。）で作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。

電子メールに指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法による質疑（FAX又は電話によるもの等）には回答しない。

(2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。

(3) 質問に対する回答は、質問を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。

(4) 質疑書提出期限・回答期限

個別事項で定める。

第4 入札方法

- 1 個別事項に定める入札期間に、入札金額を電子入札システムに登録する方法で入札を行うこと。
- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とする。併せて、入札システムで定める仕様により、電子くじで使用するくじ番号を登録すること。なお、くじ番号の登録がない場合のほか、電子くじの取扱いは、別に定める。
- 3 電子入札システム又は高知県側の障害により電子入札が行えない場合には、当該入札の執行を延期することがある。
また、長期間にわたって電子入札が行えない場合には、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法（紙入札書を入札箱に投かんする方法）に切り替えることがある。これらの場合には、入札参加者には別途連絡する。
- 4 入札参加者側の障害（機器の故障等）により電子入札が行えない場合には、その状況によって申請により紙入札書の使用を認めることがある。
- 5 不測の事態により電子証明書の再取得手続が必要となった場合又は天災による通信障害等による場合には、申請により紙入札書の使用を認めることがある。
- 6 前2項で紙入札書の使用を認めた入札者の入札書は、開札時に入札執行者が紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後に、登録済みの他の入札を併せて電子入札システムによる開札を行う。
- 7 予定価格が事後公表の入札であって、入札参加者全員の入札が予定価格を上回り、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を電子メールで通知する。
- 8 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日（その日が閉庁日の場合は、その日以降直近の開庁日とする。）の午前11時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。
入札参加者は、2から5までの方法により入札を行うこと。

第5 無効の入札

建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第9条に該当した入札は、無効とする。

第6 失格の入札

建設工事電子競争入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第7 入札参加資格の喪失

次の（1）及び（2）に掲げる者のいずれかに該当した者は、この業務の入札に参加できない。既に入札を行った入札参加者については、失格とする。

- （1） 公告の日以後落札決定前に入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。
- （2） 入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。

第8 落札決定の方法

- 1 開札後、入札参加者には保留通知書（事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知）を、落札決定後には落札者決定通知書をそれぞれ電子入札システムで送信する。

- 2 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の入札を行った者を落札候補者とする。
- 3 落札候補者に求める追加書類
開札の結果、落札候補者となった者は、個別事項で定める追加書類を提出しなければならない。
 - (1) 追加書類作成における共通注意事項
 - ア 書式はA4版とし、紙ファイルで提出すること。
 - イ TECRIS業務カルテ等の挙証資料については、原則としてA4サイズ1枚につき片面で2ページ分を掲載し、かつ、両面印刷とすること（表裏合わせて4ページ分となる。）。
 - ウ 重複する挙証資料は、1部のみ提出で差し支えない。
 - エ 挙証資料に不足がある等で申請内容等が確認できない場合、該当するものについては「実績無し」等、該当がないものとみなす。
 - (2) 個別書類の作成における注意事項
 - ア 同種業務の履行実績（様式2）

企業としての同種業務の履行実績を記載すること。

業務内容の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録しているTECRIS登録内容確認書の写し又はTECRIS業務カルテの写しを添付すること。TECRIS業務カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。
 - イ 配置予定技術者名簿（様式3）
 - (ア) 配置予定の管理技術者及び照査技術者について、保有資格等及び同種業務への従事経験を求められる入札にあつては、その従事経験を記載すること。
 - (イ) 申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の候補者を記載することができる。
 - (ウ) 従事役職は、具体的に記載すること。
 - (エ) 記載内容の確認資料として、健康保険証、公告において指定した資格者証、従事した業務のTECRIS登録内容確認書の写し又はTECRIS業務カルテの写しを必ず添付すること。TECRIS業務カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。
- 4 追加書類の提出
落札候補者は、下記により個別事項で示す提出期限内に入札実施機関に持参又は郵送により提出すること。
 - ア 追加書類の書面を封筒に入れ、封筒の表に落札候補者名、委託業務名及び業務番号を明記し、「追加書類在中」と朱書きすること。（追加書類を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）
 - イ 郵送の場合は必ず書留郵便とし、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「追加書類在中」と朱書きすること。
- 5 落札者の決定方法
落札候補者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行い、審査の結果、入札参加資格がある場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。
落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は追加書類を期限までに提出しない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。
なお、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。
- 6 落札者又は落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、電子入札システムによる

くじを実施し、落札者を決定する。

第9 入札保証
免除する。

第10 契約保証
免除する。

第11 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、建設工事電子競争入札心得及び高知県建設工事電子競争入札の取扱いについて（平成22年1月15日付け21高建管第940号土木部長通知）を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が1者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 4 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 5 申請書等及び追加書類は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。
- 6 入札参加者への入札参加資格有無の通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除いて行わない。電子入札システムにより第2の2の入札参加資格確認申請を行い、受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。
- 7 申請書等及び追加書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 8 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - (1) 高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - (2) 高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - (3) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - (4) その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
- 9 落札者は、契約締結の前に、当該業務に従事する管理技術者及び照査技術者について、別に定める「管理技術者・照査技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に管理技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。
- 10 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの土木政策課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。

＜アドレス＞ 土木政策課ページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/>
- 11 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。